

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年4月14日（水）14:30～15:04
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授
- 委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
- 委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 布施田 英生 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長
- 伊藤 英知 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課周波数調整官
- 金子 彩華 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課第一計画係長

<事務局>

- 眞鍋 純 内閣府地方創生推進事務局長
- 佐藤 朋哉 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 日向 弘基 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 特定実験試験局制度に関する特例の全国展開について
- 3 閉会

○黒田参事官 時間になりましたので、これからワーキンググループを開始したいと思います。

まず、本日のテーマは「特定実験試験局制度に関する特例の全国展開について」でございます。総務省にお越しいただいております。

資料は総務省から御提出いただいております。資料、議事ともに公開で結構だということでございます。

最初に総務省から御説明いただく形で、八田座長から議事を進めていただければと思います。

ます。

○八田座長 本日は、お忙しいところお越しくださしまして、ありがとうございました。

それでは、早速、総務省から御説明をお願いいたします。

○布施田課長 ありがとうございます。私は、総務省で電波政策課の課長をしております布施田と申します。よろしくお願いします。資料に沿いまして御説明させていただきます。

めくっていただいて1ページ目でございますけれども、電波を実験で使うことでございますが、一つ目の■にありますとおり、地方自治体が主体となって、電波の混信防止のために、いわゆる電波を使う人と、電波を使うことで混信を受けたり、困るような方々を集めた関係者間で事前に調整をしっかりとしておく、そうすることで、事前の調整の結果に基づいて、免許を申請したときには、原則即日に免許を出せるという制度でございます。

下の図の下半分を見ていただきまして、繰り返しになりますけれども、左側から時間が流れてきまして、「要望」とありますが、電波を使いたい人が要望を持ったときには、その自治体の区域会議に出していただきまして、一番下に矢印がございますが、周波数、どの電波を使うのかということ、どれだけの電力を出すのか、どこでいつ使うのか、混信防止のための措置、例えば緊急連絡網を作るとか、そのような措置を先ほど申しました関係者が集まる調整会議の中で事前調整としてしっかりと解を作っていただき、それに基づきまして、総務省は告示を制定します。そうしますと、その告示に沿ったものを実際に申請いただきますが、申請した段階ですでに事前調整の結果に従っておりますので、即日免許を発給することができるということになります。中ほどに赤枠で書いてございますが、混信防止のための事前調整をしっかりとやるのが肝だと思っております。

2ページ目を御覧ください。実績でございます。現在、特区の実施案件は17件ございます。下の図でどれだけ期間が短くなってきているかをそれぞれ御紹介させていただきます。

全体では、区域計画を認定してから電波を出せる免許発給まで平均すると200日程度かかってございます。最初に区域計画の認定が出て、下の橙色でございますけれども、調整会議で合意が取れるまで平均すると大体85日、早いところでは東京は17日、遅いところは100日、300日とございますが、愛知県のようにまだ調整が整っていない地域もございますが、そういうところもございます。ただ、調整事、しかも民と民の調整でございますので、ある程度の時間はかかるということでございます。

次に、青字の「総務省」の57.2日でございます。出来上がった合意内容を告示にしますので、パブリックコメントは30日かかりますし、官報に載せる手続待ちの時間もございしますので、57日程度はかかっているかなという状況でございます。

その後、告示ができた後はすぐに申請を受け付けているのですが、ここが実際は58日かかってございます。例えば広島などは、告示が出てその日のうちに申請が出てきました。待っていたという感じです。

ただ、案件によっては、機材の調達の関係もありましょうし、実は電波を使うというよりも、例えば、ドローンの場合、配達をするという実証をしたいとか、インフラの点検を

実証したいという全体のプログラムもございますので、全体のプログラムの調整もあってだと思いますが、実際は告示で免許の申請を受け付けますとなった後でも58日ぐらいかかって申請が出てくる、申請が出てくれば、事前調整をしてございますので、即日免許をしているということでございます。全体で平均すると約200日、一番早いものは京都の案件でございましたが、区域の計画を認定してから免許を出すまで83日かかっているところでございます。

3 ページ目でございますが、実験試験局の免許の出し方にいくつか方法がございます。一つ目が、上に「特定実験試験局制度」とありますが、同様に利用者の方々の要望を聞き取りまして、年に1回告示を制定しております。内容は同じで、どの電波をどこで、いつ使います、どの電力でというものを告示しておきまして、その内容で申請していただければ検査を省略できますので、1～2週間で免許を出しております。実験局はこれで出していただく方が多いです。

二つ目は今回の特区に係る制度、三つ目は普通の実験局の申請でございます。これは申請が出てきまして、標準処理期間がございますので、6 か月の間には処理をしなくてはならないというものでございます。

一番下は、最近の制度でございますが、Wi-FiやBluetoothのように国際的に認められている機器であれば、届出で処理できるという制度を令和元年に整備しました。ですので、今回、特区の中の北九州市や京都市の案件は、この制度が出来ましたので、今後、同様の案件があった場合には、この制度ですぐに届出を使っていただけるという状況にはなっております。

4 ページ目でございます。特区の実証試験の結果でございます。この5年間で17件あったわけでございますが、実際は、実証試験局の半分以上はドローンでございました。

下の右側の図を見ていただきたいのですが、全体の17件のうちの青いところがドローンでございます。平成28年度にその半分ぐらいが出て、平成29年度以降は減ってきております。これは平成28年8月にドローン用の電波を出力も強く制度化いたしました。業界の意向を聞いて、技術基準を作り、制度化したものであります。ですので、現在はドローンを活用される方が、その制度に基づいて実用局として免許を取っていただいているということで、ドローンの実験のニーズが減ってきたのかなと思ってございます。

同様に、電波で電気を飛ばすということもございますけれども、ワイヤレス電力伝送もいくつか入ってきてございます。こちらも業界としてのニーズは把握してございまして、技術基準は既に出来ておりますので、本年度になりますが、令和3年度に制度化を予定してございます。ですので、ワイヤレス電力伝送も今後制度化される中で対応していただけるのかなと思っているところでございます。

一方、特例による特定実験試験局が全体で17件ございましたが、一般的制度による実験試験局は、例えば、関東管区内で言えば、この5年間で約1,300局運用されてございます。実験試験局は大体そのぐらいの規模感だと思っていただければと思います。

5 ページになります。まだ途中でございますけれども、この特区を経験させていただいて、私どもの今後の取組も少し考えてございます。

上に大きく4点書いてございますが、周波数の事前調整にはある程度一定の時間はかかるのだなということは認識してございます。

二つ目でございますが、今回の制度の場合においては、地方公共団体が主体となって調整してくださるという枠組みが必要かなと思ってございます。

三つ目は、先ほど申し上げましたとおり、ドローン、ワイヤレス電力伝送の実用化の制度を作ってきましたので、そういうものを対象としている実験試験局は減っていくということかなというところでございます。

四つ目は、実験試験局のニーズに合わせて、時々に応じて制度を整備しているということでございます。

私どもの今後の取組でございますが、下の枠に書いてございますが、特に二つ目のパラグラフでございますが、事前にしっかりと調整しておくことは非常に大切だと思ってございます。ですので、試験のニーズに適した免許手続とか周波数などの事前の調整がすぐに、適切にできるように、総務省の中に相談窓口をしっかりと設置・公表して、皆様方と迅速に無線局の活用まで持っていけるような運用をしていきたいと考えてございます。

現在でも電波を使いたいという方が私どもの総合通信局に来られるのですけれども、例えば、陸上課や航空海上課とかそれぞれ免許をする課がいくつかございますので、適切にお話を聞いて、そのニーズに沿ったところに回して、調整する関係者の方もそこで御紹介して、調整していただいて、無線局を使っていただくという取組が必要かなと思っているところでございます。

次のページからは参考でございますが、6 ページ目が特区の対象地域、あと、中ほどには事業概要を書いてございます。見ていただくと、ドローンが多いことが分かると思います。あと、センサーもございます。

その隣の利用周波数帯を見ていただきますと、大体偏っていると思います。大体5,000から5,800MHzの間、2,400MHz、920MHzとかの周波数帯でございますので、その周波数のところは使いやすいように取り組んでいきたいと思ってございます。

7 ページ目は、この電波を活用した特区で、6 区域でございます。

8 ページは、先ほど申し上げましたとおり、ドローンの実用化を制度化いたしました。結果といたしまして、現在、ドローンについては約1,500局が使われているという状況でございます。

以上、簡単でございますが、資料の御説明でございます。よろしくお願いします。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは委員の方から御質問をいただく前に、私から1、2点御質問したいと思います。まず、この特区の制度が出来た後でドローンの制度とかワイヤレス伝送の制度、それから、3 ページの最後にある技適未取得機器による実験に係る特例制度という三つの新しい制度

が出来たということですね。

○布施田課長 はい。

○八田座長 そして、今、特区で認められているいくつかのケースについて、カバーできるものは大体何割ぐらいあって、カバーできないものはこれまでにどれぐらいあるのでしょうか。

○布施田課長 例えば、簡単に言いますと、4ページ目を御覧いただきまして、この棒グラフの中の件数でございますけれども、青色の部分がドローンでございます。事業者の方々がドローンでやりたかったことは、この制度化が出来たことでほぼできる形になってございます。ワイヤレス電力伝送は、この表の中の橙色の部分でございます。これができることになるということでございます。

最後にいただきました技適未取得機器による実験に係る特例制度については、いわゆるWi-Fiみたいに世界中で使われている電力が小さい簡易なものは簡単な手続にしましたので、抜き出してはませんが、北九州市の案件などはその制度でできるものと思ってございます。

○八田座長 とすると、お作りになった制度で大体全部カバーできるということですか。

○布施田課長 ニーズはそれぞれ色々あると思いますので、例外的なものがあつたらまた別かかもしれませんし、特区はこれからも続くでしょうから、また何か出てきた場合には、それぞれこの制度を使うことはあると思ってございます。

○八田座長 分かりました。

そうすると、その後に出来た制度が、特区の制度がカバーしているかなりの範囲を全国化した面はあると。しかし、それで全部とは言えないから、もし特区の制度の一部については、まだ全国化する余地がそれなりにあり得るだろうということですね。

○布施田課長 全国化すべきかどうかの必要性は案件により異なりますが、いずれにしても事前調整をしっかりとしていくことはそのとおりだと思ってございます。あと、この特区制度の場合だと即日で免許するというのが制度の肝だと思っておりますので、それをいきなり展開というのは、事前調整をしっかりとやった上の免許だと思っておりますので、そこをしっかりとやろうと思ってございます。

○八田座長 分かりました。

○布施田課長 あと一つ、この事業に参加した事業者の方々にいくつかヒアリングをしていますけれども、この実験をやった後、ドローンなどは制度化した帯域のほうに移ったりなどして、現在でもドローンの実用局として活用しているというお声はいただいております。

○八田座長 分かりました。

そういうことですが、委員の方から御意見を伺いたいと思います。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 中川でございます。

今の総務省の御説明と八田座長とのやりとりをお聞きしていて、この特区の制度が創設された当時は、ワイヤレスとかドローンといった技術的に新しいものについて、特区でこの制度を実験して、この制度を使ってやってみるというニーズがあったけれども、総務省のほうでドローン、ワイヤレス、それから技適未取得機器についても制度化していったので、実態上は総務省の全国措置として大体カバーできるという御説明だったと思うのですが、私の理解としましては、今の段階では、特区でカバーした17件につきましては一応カバーできる形にはなったけれども、布施田課長からもこの特区の制度でどういうテクノロジーが生まれるか分からないからという話もございましたので、要は新しい技術が出来てきた場合には、この特区のような制度を使ってやる意味はあるという理解でよろしいでしょうかというのが1点目です。

2点目としまして、5ページになりますけれども、下の赤枠の御説明の際に総務省のほうで事前の調整が非常に重要だという話があって、その事前の調整の中で、総務省としましては、例えば総合的な窓口の設置・公表を御提案されているわけですがけれども、要は総務省は新しいテクノロジーに対応するものとして、この特区の制度の事前調整みたいなものを重視するような制度として、全国的に特区の制度を新しいテクノロジーに適用する新しい制度としてこういうことをお考えになっているということをおっしゃっているのか、それとも特区の全国化みたいな話については、今のところは全く考えられないというお話をされているのか、その辺がよく分からなくて、総務省としましては、全国化についての今のスタンスはどういうものなのかというのを少しお伺いできればと思っています。

○布施田課長　ありがとうございます。

1点目の、今後、また特区の中で新しいテクノロジーのアイデアが出てきて、新たな電波を使ってみたいという話が出てきましたら、またこの特区の中で対応していければよろしいかと思ってございます。今は動きがほとんどないものですから、新しいテクノロジーはなかなかないのだということで、私もちょっと想像が付きませんが、またアイデアがこれらの特区の中から出てきた場合には、この特区の制度を使って対応していったらよろしいかと思ってございます。

2点目でございますが、私が事前調整の取組を進めていくと申し上げましたのは、今の御質問に沿いますと、運用面をもっと円滑に、迅速に進めるようにやっていくということでありまして、新しい制度ということではないと思ってございます。

実際、これまでも実験試験局を使いたい、開設したいという方は、総合通信局に御相談いただいて、その電波がどの関係者の方と混信が起きそうかということで、その関係者の方々と調整していただいて、整ったところで免許を出していく手続をしてございます。この調整はいわゆる民間同士の調整ということにもなりますので、それをはめることもなかなか難しいのかなと少し感じているところでございます。

ということで、直接お答えしますと、私どもの運用をもっと分かりやすくして、電波を使うアイデアを持っていच्छる方は早めに来ていただいて、早めに調整を始めていた

だくということかと思っています。

○中川委員 今のお答えの運用の面で事前調整に積極的に取り組んでいただけるというのは、3ページの制度のどこの部分についておっしゃっていただいていると思えばよろしいでしょうか。

○布施田課長 3ページ目の1番目と3番目でございます。

○中川委員 1番目と3番目について、事前調整をしっかりとしていくと。要は、現在の特定実験試験局制度とか一般制度実験試験局について、申請後の手続を非常に迅速化するために、事前調整を早めにするにはやっただけということなのですね。

○布施田課長 はい。そうです。もちろん、問合せが来たらすぐに対応していきます。

○中川委員 地方公共団体が中心になった事前調整は、相変わらず特区に限定して進めていくということでしょうか。

○布施田課長 特区の制度は、私の理解では続くと思っておりますので、特区の制度の中では自治体が主催することになってございますので、地方自治体に調整をしていただきたいと考えてございます。

○中川委員 だとすれば、地方公共団体が中心になった事前調整が必要だというのは、相変わらず特区で新しいテクノロジーに関する実験は続けたいけれども、ドローンとかワイヤレスみたいに他に新しく特区で使っていたものについては、大体制度化しているので、それについては既存の制度を使って、運用を早めることで対応していきたいということを今日おっしゃっていただいていると思えばよろしいですか。

○布施田課長 はい。そのとおりでございます。

ただ、ドローンやワイヤレス以外の新しいテクノロジーについても、アイデアをお持ちの方は、なるべく早めに私どもと御相談できるように、窓口を公表していきたいと考えてございます。

○中川委員 分かりました。おっしゃっていただいていることは理解できました。結構です。

○布施田課長 ありがとうございます。

○八田座長 他にございませんでしょうか。

落合先生、どうぞ。

○落合委員 よろしく願いいたします。

御説明ありがとうございます。

事前相談の運用を伺いたいという点と、連携する先として自治体を挙げていただいていることとの関係で、ドローンとか他のテクノロジーでも複数分野にわたるところもあるので、その2点を伺えればと思います。1点目の事前相談の手続についてなのですが、実際に色々な行政手続の中で、事前相談ですごく時間がかかってということもあるということが課題になったりすることもあると思います。それは事前相談を早めにしていくことについてガイダンスを整備したりとか、標準処理期間のような形でやられるということによろしいで

しょうかというのが一つ目です。

○布施田課長 途中ですみません。

今音声聞き取れなくて、1点目の御質問のところだけよろしく願いいたします。申し訳ございません。

○落合委員 失礼いたしました。

1点目は、相談手続についてなのですが、色々な行政手続について、相談で時間がかかってしまうということも課題として出てくるかと思っております。そういう懸念も出たりすることもあるので、例えば、標準処理期間を定めたり、相談のときのガイダンスを整備するとか、そのような形で相談自体もある程度一定の期間で実施できるようにということの明確化も何か御対応されているのでしょうかというのが1点目です。

2点目も申し上げて大丈夫でしょうか。

○布施田課長 はい。お願いします。

○落合委員 2点目は、自治体のところから若干離れるのですが、ドローンについては、例えば、航空法だったり、そのような他の行政手続との関係でも問題というか、手続を取らないといけないということがあります。ドローンに関して言えば、窓口なんかも情報公開とかもされていたりすると思うのですが、そういったところとの連携も図られているのでしょうかということも伺えればというのが2点目です。

○布施田課長 ありがとうございます。

1点目でございますが、事前相談の手続といたしまして、電波法の手続関係の事前相談がございますので、そういうものにつきましては、各省もそうだと思いますが、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」という閣議決定がございます。それに基づきまして、私どものほうでも制度がございます、問合せがあったら30日以内に返すという事前の問合せに対する対応がございますというのが一つ。

あと、実際の調整のほうは、先ほど申し上げました民民の調整でございますので、いつまでにやるというふうに決める性格のものではないかなと思っております。今回、特区の中でも愛知県では調整がつかなかったということもございます。私どものほうでもそのような具体的な要望も聞こえてきてございませんで、枠をはめるというのはちょっと難しいかなと考えてございます。

2点目でございますが、御指摘はまさしくそのとおりで、ドローンの電波を使いたいという方は、ドローンの飛行計画を取りまとめている団体がございます。ドローンの運行管理コンソーシアムでございすけれども、そこ調整することも事前調整の中でやらせていただいております。

御指摘の点から言いますと、電波を使うのですが、実際はその使い方の目的の先にある業界の団体と調整しているということでございます。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。1点目も行政手続法の中で定められていて、御対応されていると思いますけれども、どうしてもなかなか追いつかないところ

もあるかもしれませんが、できる範囲でお願いいたしますと。2点目については、官房とかでも窓口とかを作っていたりすることがあったように思いますので、そういうところとの連携と言いますか、表示のリンクとかそういうものも御留意いただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○布施田課長 ありがとうございます。

○八田座長 八代委員、何か御意見はございますか。

○八代委員 特にございません。よろしくお願いします。

○八田座長 日向参事官、どうぞ。

○日向参事官 事務局参事官の日向です。御説明ありがとうございました。

布施田課長の御説明の中で、全国措置について事務局として舌足らずの部分があったかもしれませんが、認識を合わせるために、事務局から一言だけ差し上げたいと思います。

全国措置を行った後、本実証試験局の特例措置がどうなるかということについて、布施田課長からは引き続き特例措置が残るという御説明がありましたが、特例措置が全国展開された後は、特例措置は全国措置の中に発展・吸収され、特例措置自体はなくなるということでございますので、その認識を前提として制度運用について、今後、御検討いただければと思います。大事な点なので、補足させていただきました。よろしくお願いいたします。

○布施田課長 分かりました。特区がなくなったときは、その特例措置全体がなくなるので、自治体を主体とした調整というところがなくなってしまうということですね。

○日向参事官 特区というか、特例措置についてです。

○布施田課長 特例措置ですね。

○八田座長 特区の制度は残るのだけれども、例えばドローンとかその辺について、全国化した部分については吸収される。

そうすると、今日、非常に分かりやすく御説明いただいた内容は、基本的に特区の電波利用に関する制度が出来た後で大きな制度改革が行われ、またこれからも行われる予定で、それによって特区制度が対象としてきたニーズがかなり吸収されつつある。そして、実際にそこでそれが適用されるものについては、最初は特区で認めたけれども、その後、全国措置の中で認められていくものになっていくと。それが第1点です。ある意味では特区制度の部分集合の全国化が行われて、しかもかなり大きな部分の全国化が行われてきたということだと思うのです。それが1点目。

2点目は、しかし、更なる新しい技術に関しては、二つの方法で対処すると。一つは、特区のほうの制度をそのまま活用し、できれば事前相談や何かのところも早くするし、それから、総務省のほうで特区と離れたレベルでのワンストップサービスを中心とした分かりやすい事前相談の制度も改善していくつもりだと。

そのように理解したのですけれども、よろしいでしょうか。

○布施田課長 はい。1点目は、私どもがこの特区の経験を積んで、ドローンやワイヤレス電力伝送とかの個別の具体のニーズがはっきりとしたものについては、この電波をえるようにできたことは本当に良かったと思っております。そこは感謝しております。

2点目の事前調整をしっかりとやっていくことの重要性は、前々から分かっていたけれども、改めて大切だと思ったところでございます。ただ、先ほどの御質問にもあったかと思いますが、民民の調整という性格上、制度という形できちんと枠をつけることは非常に難しいかなと考えております。

ただ、運用面として、担当がしっかりと御意見を聞いて、関係者も御紹介して調整していきますということは、私どもでしっかりとしていきたいと考えてございます。

○八田座長 民民でも、元来は国がどちらかに権利があると決めてしまって、ないほうが使いたいならお金を払って権利を使わせてもらうという仕組みにするということだと思います。もし、国が権利の配分を決めていないと、誰がどう金を払っていいのか分からないから、ゴネ得を狙ったかけ引きを延々とやって解決できなくなる。その権利の帰属を明確にすれば、非常に簡単に解決するということはあると思います。そういうことも含めて検討する必要はあると思います。

先ほどのような理解でよろしければ、御説明は分かりましたので、あとは実際にここの特区で認定されている人たちが、今度の全国の新しいプランでやることで、今後も問題ないかどうかとか、そういうところは私どももチェックさせていただきたいと思います。他の委員にも今日伺ったことをお話しして、検討させていただきたいと思います。

○布施田課長 ありがとうございます。各事業者の方にも聞いていただければ大変助かりますし、何度も繰り返しになりますけれども、事前調整の制度について、私どもはニーズを具体的に聞いてございませんので、制度を作るとなると、最後は法的な枠組みの話に行き着くわけですが、そこでの説明はとても通らないと思っておるところでございます。制度化はなかなか難しいのかなと今考えているところでございます。申し訳ありません。

○八田座長 委員の方、そういうところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○八田座長 事務局からはよろしいですか。

それでは、今日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。